

令和 7 年坂祝町議会 第 2 回定例会 議案

令和 7 年 6 月 1 0 日提出
加 茂 郡 坂 祝 町

付議事件

- | | |
|----------|---|
| 議案第 26 号 | 坂祝町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 27 号 | 坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 28 号 | 令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 1 号）について |
| 議案第 29 号 | 令和 7 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 議案第 30 号 | 令和 7 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について |

議案第 26 号

坂祝町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 2 項の規定に基づき、所要の改正をするものです。

坂祝町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (委員の定数) <u>第1条の2 委員会の委員の定数は、3人とする。</u>	(目的) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会(以下「委員会」という。)の審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の一部を改正する法律の施行に伴い、坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、別表に規定された投票管理者等の報酬額を改正するものです。

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】	別表(第2条、第4条関係) 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

区分		報酬額	費用弁償
選挙長		1日につき <u>12,200</u> 円	
投票管理者	投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500</u> 円	
	期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800</u> 円	
開票管理者		1日につき <u>12,200</u> 円	
投票立会人	投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400</u> 円 ただし、従事時間が6時間30分以内の場合は、 <u>6,200</u> 円	
	期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900</u> 円 ただし、従事時間が6時間以内の場合は、 <u>5,450</u> 円	
開票立会人		1日につき <u>10,100</u> 円	
選挙立会人		1日につき <u>10,100</u> 円	

改正前

区分		報酬額	費用弁償
選挙長		1日につき <u>10,800</u> 円	
投票管理者	投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800</u> 円	
	期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,300</u> 円	
開票管理者		1日につき <u>10,800</u> 円	
投票立会人	投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900</u> 円 ただし、従事時間が6時間30分以内の場合は、 <u>5,450</u> 円	
	期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,600</u> 円 ただし、従事時間が6時間以内の場合は、 <u>4,800</u> 円	
開票立会人		1日につき <u>8,900</u> 円	
選挙立会人		1日につき <u>8,900</u> 円	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 29 号

令和 7 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏

議案第 30 号

令和 7 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により、令和 7 年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を提出するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日 提出

坂祝町長 伊 藤 敬 宏